

議案第 35 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 6 月 1 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とする。

附則第16項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とする。

附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東郷町都市計画税条例附則第7項の規定は、令和8年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条

の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の1
1第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対し
て課すべき令和9年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

議案の概要

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

政府の補助を受けて一定の改修工事を行い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する一定の基準に適合する特別特定建築物に対する都市計画税の減額の割合を3分の1とすること。（附則第7項関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。